改正後	改正前
（主務大臣） **第八条**　機構法施行令第五十五条第二項で定める主務大臣は、次の表の上欄に掲げる業務及び同表の中欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の下欄に掲げるものとする。	（主務大臣） **第八条**　機構法施行令第五十五条第二項で定める主務大臣は、次の表の上欄に掲げる業務及び同表の中欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の下欄に掲げるものとする。
（略）　（略）　（略） 香川用水施設緊急対策事業　香川用水施設　（略） （略）　（略）　（略）	（略）　（略）　（略） 香川用水施設緊急対策事業の対象である施設　香川用水施設緊急対策事業　（略） （略）　（略）　（略）

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○国土交通省令第十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十七条の二第七項及び第四十七条の六第一項第一号並びに車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第二十三条の規定に基づき、車両の通行の許可の手続等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十四日

国土交通大臣　中野　洋昌

車両の通行の許可の手続等を定める省令の一部を改正する省令

車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和三十六年建設省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（限度超過車両の登録に係る車両の幅等の基準） **第十三条**　法第四十七条の六第一項第一号に規定する国土交通省令で定める車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径に関する基準は、次のとおりとする。 一～三　（略） 四　長さ　次に掲げる値以下 イ　フルトレーラ連結車及びダブルスにあつては二十五メートル ロ・ハ　（略） 五　（略）	（限度超過車両の登録に係る車両の幅等の基準） **第十三条**　法第四十七条の六第一項第一号に規定する国土交通省令で定める車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径に関する基準は、次のとおりとする。 一～三　（略） 四　長さ　次に掲げる値以下 イ　フルトレーラ連結車及びダブルスにあつては二十一メートル ロ・ハ　（略） 五　（略）
様式第二 （略） 〔Ⅰ〕　（略） 〔Ⅱ〕　審査請求又は処分の取消しの訴え この特殊車両通行許可又は認定について不服があるときは、行政不服審査法の定めるところにより、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して３か月以内に　に、審査請求することができる（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して３か月以内であつても、処分があつた日の翌日から１年を経過すると審査請求することができなくなる。）。また、行政事件訴訟法の定めるところにより、この処分があつたことを知つた日（当該処分につき、審査請求した場合においては、これに対する裁決があつたことを知つた日）の翌日から起算して６か月以内に　を被告として（訴訟において　を代表する者は　となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、処分又は裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して６か月以内であつても、処分又は裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。	様式第二 （略） 〔Ⅰ〕　（略） 〔Ⅱ〕　審査請求又は処分の取消しの訴え この特殊車両通行許可又は認定について不服があるときは、行政不服審査法の定めるところにより、本証を受け取つた日の翌日から起算して３か月以内に　に、審査請求することができる（なお、本証を受け取つた日の翌日から起算して３か月以内であつても、処分の日から１年を経過すると審査請求することができなくなる。）。また、行政事件訴訟法を定めるところにより、本証を受け取つた日（当該処分につき、審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して６か月以内に、　を被告として（訴訟において　を代表する者は　となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、本証を受け取つた日又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内であつても、処分の日又は裁決の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。